

刈谷市入札監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の入札及び契約手続並びに契約の内容の透明性、公平性及び競争性を確保するため、刈谷市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）市が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

（2）市が発注した工事のうち、委員会が無作為に抽出したものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに随意契約を行った場合における当該指名又は指定の経緯についての審議を行うこと。

（3）市が発注した工事に関し、一般競争入札、随意契約等における入札及び契約手続に係る再苦情処理を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、入札及び契約制度に関し学識経験等を有し、公平中立の立場を堅持できる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議は、原則として毎年3回開催する。

4 第2条第3号の事務に係る会議は、必要に応じ開催する。

5 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

6 会議は非公開とし、議事概要はこれを公表する。

(資料提出等の協力)

第7条 委員会は、必要に応じて関係者に対し、出席を求めて意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他の協力を求めることができる。

(意見の具申又は勧告)

第8条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は入札参加資格の設定の理由、経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、市長に対し意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は是正の勧告を行った場合には、その内容を公表する。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、市長から再苦情の申立てに関する審議の依頼があったときは、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告するとともに、これを公表する。

3 前項の規定による報告は、再苦情の申立てがあった日から50日以内に行うものとする。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号及び第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第11条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、企画財政部契約検査課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。